

第51回大阪市大規模小売店舗立地審議会

平成25年1月11日（金）

大阪産業創造館 6階会議室E

開 会 午前9時48分

司会 お待たせいたしました。ただいまから大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。委員の皆様方には、お忙しい中、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、経済局産業振興課担当係長の千葉でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本審議会の委員数は9名でございますが、現在7名の出席がございますので、審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立してまいりますことをご報告申し上げます。

本日の審議会は、大店立地法に基づき届出がありました新設案件4件について審議をお願いいたします。

なお、配付資料についてですが、「会議次第」「配席図」「委員名簿」「大阪市意見（案）について」「軽微な延刻等に係る手続きの状況」の計5種類を配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、向山会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

向山会長 おはようございます。明けましておめでとうでございます。

昨日、初めて学部ゼミがありまして、「明けましておめでとう」の挨拶をしたんです。で、ちょっと日本の正月の伝統について話をしてみたんですけど、門松を知っている学生は少ないですね。門松を家に飾るのは今はなかなか無理ですけども、「家にあるか？」と言ったら、「おじいちゃんのところは飾ってる」というのが1人おりましたけど、あとは門松すら知らないのもおりました。絵を描いて説明しましたけど。それで、「いつまで正月の挨拶をするんや。松が明けるまでや」と言うと、「松が明けるって何ですか」って聞かれました。もう正月の風習もそんなふうになってきているようで、御節をつくっている家も少ないと聞きますし、今年なんかは1日からやっている商業施設もあったみたいですし、随分大きな変化が起きてるなあというのをこの間感じたところでございます。

今日は、そんな松も明けないうちにお集まりいただきまして、ありがとうございます。早速審議次第に従いまして進めさせていただきますと思いますが、今日は審議事項が4件と報告案件も4件でしたかね。前回に比べますとたくさんの案件が並んでおりますので、円滑に審議を進めさせていただきますと思います。ご協力のほう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の最初の審議案件でございます「(仮称) ライフ昭和町店」につきまして、まず届出内容についての説明を事務局からお願いいたします。よろしくどうぞ。

事務局 皆様、おはようございます。商業立地担当課長の河渕でございます。どうぞよろしくお願いたします。

「(仮称) ライフ昭和町店」の新設についてご説明申し上げます。前方のスクリーンをご覧ください。

本件は、阿倍野区昭和町1丁目15-1、地下鉄御堂筋線昭和町駅の東側にスーパーマーケットを新設するとして届出があったものです。

店舗面積は1,514㎡で、設置者は個人所有者、小売業を行う者は株式会社ライフコーポレーションとなっております。用途地域は商業地域、平成24年5月29日に届出があり、新設予定日は25年2月1日となっております。

敷地周辺の写真といたしまして、建物西側から写したものでございます。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。

駐車場は、建物南側隔地に11台設置されております。また、建物1階南側に自動二輪車用として1台が設置されております。

駐輪場は、建物1階西側に42台、建物南側隔地に24台と原付用が8台、合計74台設置されております。

荷さばき施設は、建物1階南東側に36㎡設置されております。

廃棄物保管施設は、建物1階南東側に設置されており、保管容量は7.6㎡です。

次に、施設の運営方法に関する事項について申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻は、午前7時から翌午前1時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前6時50分から翌午前1時10分となっております。

駐車場の出入口は、隔地駐車場の西側に入口1カ所、それから北側に出口の計2カ所が設けられております。

荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時までとなっております。

駐車場の出入口周辺の状況といたしまして、隔地駐車場西側入口は、あびこ筋から左折インとなっております。続いて、隔地駐車場の北側出口は、あびこ筋方向へ左折アウトとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要について申し上げます。

建物は地上3階建てとなっております。店舗面積は1階に732㎡、2階に782㎡、合計1,514㎡です。なお、3階はストックヤードとなっております。

主として販売する物品は、食料品、日用品となっております。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めると6台となります。これに対し設置台数は11台となっており、指針の必要駐車台数を満たしております。

また、来客の自動車の来退店経路は、ご覧のとおりです。

次に、騒音関係について申し上げます。

騒音発生源となる施設設備の稼働時間について、空調室外機の稼働時間は、午前6時から翌午前1時までとなっております。また、冷凍冷蔵室外機は24時間稼働で、排気ファンは、午前6時から午後9時までのもの及び午前6時から翌午前1時までのもとなっております。

発生騒音の予測・評価について、予測地点は、店舗周囲4方向6地点に設定しております。各地点の周辺写真は、ご覧のとおりとなっております。西側の予測地点A、次に北側の予測地点B、東側の予測地点C、南側は3地点に設定しております、予測地点D及び予測地点E1、同じくE2というふうとなっております。

各予測地点における昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は、それぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて廃棄物関係ですが、1日当たりの予測排出量が一般廃棄物 1.5m^3 、再生利用対象物が 0.7m^3 、合わせて 2.2m^3 に対して、保管容量合計は 7.6m^3 と十分な容量を確保しております。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況についてご説明申し上げます。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成24年6月15日から10月15日まで4か月間行いましたが、意見書の提出はありませんでした。

なお、本届出に関しまして本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元にお配りしております資料のとおり、市意見案につきましては「意見なし」とのとりまとめを行っております。

付帯意見案といたしまして5項目ありまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事

項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施に当たっては、周辺的生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことが望ましい。来客による自転車が近隣の歩道など道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるとともに、駐輪場の適切な管理を行うこと、との意見のとりまとめを行っております。以上で説明を終わらせていただきます。

向山会長 ありがとうございます。

それでは、今のご説明いただいた内容に関しまして、ご意見等ございましたらご発言を願えればと思っておりますが、いかがでございましょうか。

若井委員 先ほどのご説明の中で、騒音の規制基準55だったと思うんですが、同値のところがありましたよね。aですか。道路に面しているところですから、おそらくそれぐらいの数値が出てくるかと思えます。その他、日変動とかいろいろあります。原案の付帯意見で結構かと思えますが、事業者の方にはよく留意していただくようにという一言を申し添えていただければと思えます。原因は、道路に面しているということで数字が大きくなっていますが、55という数字は相当な音です。

事務局 ただいまご指摘いただきました騒音関係で同値の部分でございしますが、具体的には店舗西側a地点でございまして、そちらにございます冷凍冷蔵室外機のR5のほうですね。図面で申し上げますと図10にある機器ですけれども、これは建物の西側にある設備関係で、周辺に隣接している住居がありましたのであびこ筋側に寄せておまして、予測対象物件Aとを結んだ敷地境界線のaのところを測った値ということです。対象物件としてはあびこ筋を挟んだ側でございますので、実質的にはあまり問題はないかと思えますが、同値ということですので、付帯意見の案を付けさせていただいております。今おっしゃっていただいたように、事業者さんにご意見が出ておりますということで口頭で直接申し上げたいと思えます。

若井委員 室外機という音源があり、意外と低周波の音は気にし出すと気になります。一方、道路自動車交通騒音は一過性ですが、冷凍冷蔵用の室外機は24時間動いている。これに対する苦情が出た時、それなりの対策も必要かと私自身感じています。この場合の住民に対する心配をお伝えいただけたらと思えます。

向山会長 今の時点では付帯意見案ですけど、4番目に騒音のことが書き込まれておりま

すので、この点、重々申し伝えたいと思います。

ほかにいかがでございましょうか。

松村委員 昭和町の駅前だということなんですけれども、ここのライブの駐輪場の管理方法というのはどういう形で考えられているのでしょうか。

事務局 ただいま松村委員からご質問がございました駐輪場の管理体制でございしますが、こちらにつきましては、予定でございしますが、機械式を導入するとお伺いしております。駅前の立地を勘案しまして、ちょうど歩道上に駅用の市営駐輪場がございしますが、駅に行かれる方が店舗側のほうにとめられないように、機械式を考えておられるということでございます。それで、交通整理員の方を配置されまして、その方が整理員を兼ねておられると思いますので、十分管理のほうは注意していただけるかと思えます。

松村委員 そのぐらいでいいかなと思うんですけれども、ちなみにここの駅側の駐輪場というのは、現在どんな感じなんですか。あふれ返っているような状況なのか、まだスペースがあるような状況なのか。

事務局 現地のほうを見ましたところ、あふれ返っているような状況ではありませんでした。まだ若干空きがあるような具合ですので、一時的な利用の方も置けるような形にはなっております。

松村委員 わかりました。機械式ということなので、たぶん1時間無料とか、そんな形で運営されるような方針ですね。

事務局 料金体系につきましては、今後継続して建設局と協議するというので、適正な金額をこれから検討されるということで、具体的にいくらというのはお伺いしておりません。

松村委員 じゃ、開店後、少しモニタリングしていただいて、適切に対応してもらったらいいかと思います。付帯意見案の5番目に「駐輪場の利用の効率性を高めるとともに云々」というのがありますから、これで適当かなと思います。

向山会長 ありがとうございます。そのほか、どうでございましょうか。

吉川委員 私も先ほど言われた音の件が気になっていまして、高いほどやかましい。普通の感じから言うと、だんだん音のもとから離れていくから静かかなと一般の人は思うでしょうけれども、上になるほど騒音は高いということなので、実際に稼働したら、このあたりのところが特に住民の方はびっくりされるだろうと思います。そのへんの配慮をお願いしたいなと思っていたのが1つです。

それから、「指針に基づいた配慮事項等について」という中で、廃棄物に関することとか、

それから騒音の発生とか、もちろんそれぞれ店のセオリーがあるので違いただろうと思いますけれども、例えば廃棄物にかかわる事項等、16ページですけれども、これなんかを見てましたら、非常にここはさらっと書いているんですけど、2番目の案件では、もっと詳しく書き込んでいまして、リサイクルに努める内容まで具体的に書いておられるんですね。「ダンボール、廃食油などにおいては、100%のリサイクルを目指しています」とか、いうふうに書かれていまして、1番目のライフさんはさらっと書いているということです。

ここまでをこの委員会でどうこう言うわけではないとは思いますが、光洋とライフは、たぶん店の感じとして食料品とかが中心のいわゆるスーパー的なものですので、住民の方たちのリサイクル意識とかもきっちり促進するというような意味で、店の姿勢を示すようであってほしいなと思います。別に詳しく書いてもひょっとしたら中身は一緒かもわからないですけども、できればこういうのはもう少し…。見本のようなものは示されるんですか。こういうふうに書きなさいというのは、そんなことはないんでしょうね。2番目の案件の方がベストかという、そのへんはわかりませんが、もしできれば、より具体的に書いてあるほうが何か安心して見ていられるなと思いました。

向山会長 今の点、申請書の項目の書きようについては、何か事前にチェックか何かあるんですか。

事務局 届出書の作成要領というものを定めておりまして、それにある程度の記入例という形で載っております。それを見て事業者のほうが実際にされる取り組み等をお書きいただくんですが、ライフさんの店舗につきましては、さらっと書かれておるんですけども、実際にたくさん店舗を運営しておられまして、もちろんレジ袋削減のポイント制でありますとか、牛乳パックの回収ボックスの設置もされておりますので、される内容についてはきっちり十分考慮してやっていただけるのかなと思っております。今後また同様のライフの案件が出てまいりましたら、具体的に協議の際にできるだけ詳しくお書きいただけるような形でアドバイス等をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

向山会長 基本的に言うと、ライフの社風とイオングループの社風の違いなんですかね。これ、横並びに僕は比較したことがないですけど、例えばライフが他店の申請をした時のこの項目の書きようというのは、きっと全部同じなんじゃないかな。そんなことはないですか。

事務局 具体的にライフさんのほかの店舗と細かく比較はしていませんので。

向山会長 そうですね。今日出てくる案件は、他社間の比較はすぐできるんですけど。

事務局 基本的には同じだと思いますけれども、これを請け負っている書類の作成業者さ

んの担当者の感覚にも多少差があると思いますので、全く同じではないかと思いますが、ほぼ同じだとは思いますが。

向山会長 そのあたりを一回、次回から案件が出てきた時に確認をいただいて、ちょっと気にかけてみようと思います。ありがとうございました。

その他、よろしゅうございますか。

高橋会長代理 騒音のことが出ていましたけど、確認だけさせていただきます。例えばA地点、環境基準ですね。一応この申請書を見ると、1階から8階までどういう細かさで計算していったのかは僕は存じませんが、計算してその中の最大値を記載しているということでもいいかと思いますが。

事務局 はい、一番影響の…。

高橋会長代理 影響のあるところなんですね。

事務局 すべて予測はしておりますが。

高橋会長代理 そうすると、影響のあるA地点と音源を結んだ敷地境界線上ということで、aの例の引っかかっているところ、これも計算しているということなんですね。一番影響のあるところを記載しているということでもいいですね。

事務局 はい、そのとおりです。

向山会長 何かほかのご意見、特段のご意見ございますでしょうか。

花田委員 小さなことで恐縮でございますが、自動二輪車の駐輪場というのは、1台なのでしょうか。

事務局 ただいま花田委員からご質問がございました自動二輪でございますが、届出上は1台となっておりますので、こちらは条例の附置義務の台数を満たしておりますので、これが一応は問題ございません。ただ、2台、3台と来られる場合がございますので、その点について事前に確認いたしましたところ、周辺敷地内にまだ空きスペースがございますので、十分に対応は可能ということで回答をいただいております。

花田委員 ありがとうございます。私も拝見していて、そう思ったんですね。まだ余裕があるのではないかなど。だから、そうおっしゃるのでしたら、2台、3台とスペースを設置しておけばいいのになどちょっと思いましたので、またお伝えいただけたらと思います。

事務局 そうですね。実際にそういうニーズがございましたら、やはり増設等の対応をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

若井委員 参考としてお聞きいただいたら結構です。私が学生のころですから随分昔の話

ですけれど、私が所属していた研究室は3階にあった。研究室の前に市電が走っていて意外と2階、3階はうるさかった。4階や1階と比較しますと、2階、3階の連中は結構うるさい。おそらく苦情が出るとすれば、そのあたりだと思います。空間的な位置関係もあるかと思えますけれども。

向山会長 概ねよろしゅうございますでしょうか。

それでは、今頂戴いたしましたご意見をもとに、届出上は法の趣旨に沿って指針を踏まえた内容での申請となっているように思われます。したがって、この審議会としましては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からは特に意見を有しない」という形の取り扱いをさせていただきたいと思えます。ただし、先ほどからご議論いただきましたような付帯意見案にございます5点につきましては、意見を申し添えた上でお伝えするという形で処理させていただきたいと思えますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。それでは、当審議会においては意見を有しない、ただし付帯意見を5点申し添えるという結論にさせていただきたいと思えます。

続きまして、本日の2つ目の案件でございます。「(仮称)塩草店舗」についての説明をお願いいたします。

事務局 では、次のケースを説明させていただきます。「(仮称)塩草店舗」の新設についてご説明いたします。

本件は、浪速区塩草2丁目9番1、JR大阪環状線芦原橋駅から東へ約260mのところにスーパーマーケットを新設するとして届出があったものでございます。

店舗面積は3,388㎡で、設置者は株式会社光洋、小売業を行う者は、株式会社光洋のほか1者、現在未定となっております。用途地域は商業地域、平成24年6月15日に届出があり、新設予定日は平成25年2月16日です。

敷地周辺の写真といたしまして、計画地の南西側から写したものでございます。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。

駐車場は、建物屋上に37台、建物1階西側に28台の合計65台設置されております。また、敷地南西側に自動二輪車用として2台が設置されております。

駐輪場は、建物1階南側に72台、西側及び北西側に18台、敷地北西側に原付用が10台、合計100台設置されております。

荷さばき施設は、建物1階東側に40㎡設置されております。

廃棄物保管施設は、建物1階南東側に設置されており、保管容量は18.44㎡です。

次に、施設の運営方法に関する事項について申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻は、株式会社光洋は24時間営業となっており、ほか1社は現在未定となっております。

来客の駐車場利用時間帯は、24時間となっております。

駐車場の出入口は、西側に入口、南側=出入口の計2カ所が設けられております。

荷さばきを行うことができる時間帯は、24時間となっております。

駐車場の出入口周辺の状況といたしまして、駐車場南側出入口は、左折イン、左折アウトとなっております。続いて駐車場西側入口でございますが、左折インとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要について申し上げます。

建物は地上3階建てとなっており、店舗面積は、1階に1,751㎡、2階に1,637㎡、合計3,388㎡です。なお、3階は駐車場となっております。

主として販売する物品は、食料品、日用品等でございます。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めると51台となります。これに対し設置台数は65台となっており、指針の必要駐車台数を満たしております。

また、来客の自動車の来退店経路は、ご覧のとおりとなっております。

続いて、騒音関係について申し上げます。

騒音発生源となる施設設備の稼働時間について、冷凍機室外機、空調機室外機、排気口は、24時間稼働となっております。

発生騒音の予測・評価について、予測地点は、店舗周囲4方向4地点に設定しております。各地点の周辺写真をご覧くださいます。まず、北側の予測地点A、次に東側の予測地点B、南側の予測地点C、西側の予測地点D。

各予測地点における昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は、それぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果につきましても、規制基準を満たす結果となっております。

続いて廃棄物関係ですが、1日当たりの予測排出量が一般廃棄物2.48㎡、再生利用対象物が1.09㎡、合わせて3.57㎡に対して、保管容量合計は18.44㎡と十分な容量を確保しています。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況についてご説明いたします。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成24年6月29日から10月29日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、本届出に関しまして、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」において、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しまして、お手元にお配りしています資料のとおり、市意見案につきまして「意見なし」とのとりまとめを行っております。

付帯意見案といたしまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること、との意見のとりまとめを行っております。以上でございます。

向山会長 どうもありがとうございました。それでは、先ほどと同じように、この案件につきましてご質問、ご意見等ございましたら、ご発言を願いたいと思いますが、いかがでございでしょうか。

高橋会長代理 今のご説明にはなかったんですが、遮音壁がついていますね、これ。あまり今までの件で聞かなかったんですけど、これはどこにどういう状況でつけてあるのかということと、つけないとおそらく予測値がオーバーしたところがあるのかなという気がするんですけど、そのあたりの詳細をちょっと教えていただきたいと思います。

事務局 遮音壁は、3階のほうについているようですけども。屋上。

高橋会長代理 よく読めば、書いてありました。

事務局 図面8でございます。オレンジ色で設備のところに書いているラインが遮音壁ということで、そちらの回折を勘案して予測しています。

高橋会長代理 これがないとオーバーしちゃうんでしょうね。

事務局 おそらくはなくても大丈夫であれば設置されないと思いますので、ある程度周辺住居に配慮してつけていただいた上で、予測結果はクリアしているというふうなことだと思います。

高橋会長代理 ありがとうございます。

向山会長 ほかにいかがでございましょう。

若井委員 いただいています資料の図面5の来退店経路図において、退店は、そのような1つのシミュレーションかなと思いますけれども、来店は、公園を通過して住宅地の中を通る経路を想定されておられます。できれば、子どもやお年寄りが公園におられるでしょうから、遠慮していただくよう、広報をお願いしてほしい。時間的ロスは出ますけれども、ぐるっと回って大きな道路から来店していただくようなものを推奨していただくと良い。広報において一定の配慮の文章化をしていただくと、交通安全上もいいのかと思います。そういう意見が出てましたということをお伝えください。

向山会長 今おっしゃった意味は、この図面5の。

若井委員 来店の、北側から南へ下りてきますね。

向山会長 迂回した形になってますよね。これのことですか。

若井委員 それで、塩草公園とか。

向山会長 前を通過してますね。

若井委員 市営住宅の近くは、一般の方が道路を横断することが多いと思いますので、地域交通の安全性を高めておくという意味で、環境上望ましくないですけれども、迂回して西からアクセスするようにする。図面の、点々と表示している経路を回る。これをやんわりと書いていただいたらと思います。どのような経路を選択するかは運転手によりますが、1つの方法として何か配慮していただければ、地域の交通安全性が高まると思います。1つの申し添えの意見としてお伝えいただけたらと思います。

向山委員 これですね。

若井委員 今、画面で映っています、ちょうど真ん中の北から南へ下りてくる。

向山会長 現在の公園の前を通るルートでも、結構来店客からいうと迂回しているイメージが現状でもありますよね。現状の想定のもとでもね。それを、西側へ回れと言っても、ものすごい迂回していくイメージになります。

若井委員 そのへん、気配りしてあげてください。

向山会長 これは、大体想定した上での必要台数の計算であって、実際に店舗が来店客に対してこの流れで来てくれというようなことは、具体的には何もしないんですよ。

事務局 来店経路につきましては、新聞折り込みチラシのほうで配布をしてお知らせするという事になっております。届出の6ページに書いております。

向山会長 じゃ、一応そういう形で、店舗としてはご推奨ルートはこのラインですかね。

事務局 そうですね。お届けいただいている経路で。

向山会長 告知するんですね。

事務局 また、開店時、あと繁忙時につきましては、適宜交通整理員を配置していただいで混乱のないようにしていただくということで、先ほど若井委員からご指摘いただいた項目についても、付帯意見の3つ目、交通処理については十分配慮していただくように、そういう意見がございましたということをお伝えしたいと思います。ありがとうございました。

向山会長 じゃ、そのような形で伝えさせていただきたいと思います。

若井委員 具体的に意見を伝えていただいたほうがよろしいかと思います。

向山会長 了解しました。それでは、他のご意見、いかがでございましょうか。

花田委員 これ、店舗のこととは関係ないのですが、光洋さんがつくられているということはイオングループかなと推測するわけでございますが、仮称なんですが「塩草店舗」という名前がついているのが、ちょっと何か奇異な感じがするのですが、例えばマックスバリュートかそういう名前がついていない理由というのは何かあるんでございましょうか。

事務局 お届けの際にはまだ店舗名称が確定していなかったためと思われませんが、マックスバリュートという業態で、24時間営業のスーパーとお伺いしております。

花田委員 わかりました。ありがとうございます。

向山会長 マックスバリュート塩草店になるんでしょうね。きっとね。

事務局 現地へ行くと、工事現場のところに「マックスバリュート建設予定」と書いていましたので、周知はされているようです。

向山会長 周辺の方はおわかりになっているということですね。

花田委員 そしたら、なおのこと、どうしてここに書かれないのかなと、何かちょっと不思議に思いました。すみません、余計なことで。

向山会長 届出日が昨年6月15日になっていますから、その時点ではということなんでしょう。

花田委員 わかりました。ありがとうございます。

向山会長 ほかにいかがでございましょうか。

稲岡委員 図面2の、計画地の南側のところ、道路を挟んで自動車販売店があります。あそこ、結構お客様の来店が多くて、試乗をされるんですよ。その時のルートとこのマックスバリュートの入店ルートが重なりそうな予測が立ちますが、これはこの委員会で直接どうの言えるのかどうかわかりませんが、ちょうど重なりやすいところなので、そのへんが気になりました。1点、それだけです。法律がどうかではありません。

向山会長 目の前のこの道を東へ行くんでしょうね。

稲岡委員 ええ。車を発進させるところと帰ってくるところ、回遊するところが大体一緒ですね。だから、車がまた増えて大変。そのあたりも「対応を考慮するように」と言っていた方がいいかなと思いますけど。

向山会長 そうですね。特に入庫する時に重なりますね。そのあたりも含めて、付帯意見の3番のところでも少しご指摘をいただければよろしいかなと思います。

事務局 口頭でお伝えさせていただきます。

向山会長 ほかによろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、今伺いましたご質問、ご意見を踏まえまして、届出上は法の趣旨に沿っており、指針を踏まえた申請になっているものと判断をしております。したがって、この審議会としましては、「特段の意見は有しない」ものとして取り扱わせていただきたいと思います。先ほどからご議論いただきました3点の付帯意見を申し添えるとともに、交通量の動態の問題等については口頭でご指摘をしておきたいと思っております。こういう扱いでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そういう形で判断させていただきたいと思っております。

続きまして、3つ目の案件でございますが、「ラウンドワンスタジアム千日前店」の説明をお願いいたします。

事務局 「ラウンドワンスタジアム千日前店」の新設についてご説明申し上げます。

本件は、中央区難波1丁目1番外、地下鉄なんば駅及び地下鉄日本橋駅の地下通路と直結している建物で、すでに現在営業を行っているアミューズメント施設の一部を改装して物販店舗を新設するものとして届出がありました。

店舗面積は2,400㎡で、設置者は有限会社アールワン難波、小売業を行う者は未定となっております。用途地域は商業地域、平成24年6月29日に届出があり、新設予定日は平成25年3月1日となっております。

敷地周辺の写真といたしまして、計画地の南東側から写したものでございます。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。

駐車場は、建物内機械式駐車場に64台と、1階南西側に平面駐車場1台の合計65台が設置されております。また、敷地北側に自動二輪車用として3台が設置されております。

駐輪場は、敷地北側に159台、建物内1階北側に原付用が14台、合計173台設置されております。

荷さばき施設は、建物内1階北西側に30㎡設置されております。

廃棄物保管施設は、建物内1階北西側及び南西側に設置されており、保管容量は33.3㎡となっております。

次に、施設の運営方法に関する事項について申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻は、24時間営業となっております。

来客の駐車場利用時間帯につきましても、24時間となっております。

駐車場の出入口は、南側に出入口1カ所が設けられております。

荷さばきを行うことができる時間帯は、午前1時から正午までとなっております。

駐車場の自動車出入口周辺の状態といたしまして、駐車場南側出入口は、左折イン、左折アウトとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要について申し上げます。

建物は、地下2階、地上11階建てとなっております。店舗面積は、地下2階に1,038㎡、地下1階に1,015㎡、地上1階の一部に347㎡、合計2,400㎡です。なお、地上1階の一部と2階から11階は、ゲームセンター、ボウリング場等のアミューズメント施設となっております。

主として販売する物品は、衣料品他となっております。

駐車場における必要駐車台数ですが、当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めると、店舗部分が7台、併設施設部分が11台の合計18台で、これに対しまして設置台数は65台となっております。十分必要台数を満たしております。

また、来客の自動車の来退店経路は、ご覧のとおりです。

続いて、騒音関係について申し上げます。

騒音発生源となる施設設備の稼働時間について、空調用室外機、給排気口は、24時間稼働となっております。

発生騒音の予測・評価について、予測地点は、店舗周囲3方向3地点に設定しています。各地点の周辺写真をご覧くださいますと、東側の予測地点A、北西側の予測地点B、西側の予測地点C。

各予測地点における昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は、それぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係です。1日当たりの予測排出量は、一般廃棄物7.2㎡、再生利用対象物

が3.2㎡、合わせて10.4㎡に対して、保管容量合計は33.3㎡と十分な容量を確保しています。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況についてですが、届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成24年7月13日から11月13日までの4カ月間行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

なお、本届出に関して本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」において、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元に配っております資料のとおり、市意見案につきましては「意見なし」とのとりまとめを行っております。

付帯意見といたしまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施に当たっては、周辺的生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことが望ましい。来客による自転車が近隣の歩道など道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるため、店舗利用者にサービス券を発行するなど、駐輪場の適切な管理を行うこと、との意見のとりまとめを行っております。以上でございます。

向山会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの「ラウンドワン」の案件につきましてご質問、ご意見を頂戴したいと思いますのですが、いかがでございましょう。

若井委員 今回もまた騒音が環境基準と同じレベルのところが出ています。あそこの写真をもう一度お願いします。

事務局 C地点と影響の一番高い機器とを結んだ敷地境界線上ですが、もう少し位置的には東に寄っています。

若井委員 予測どおりいつも55になるとは限らない。事後調査をする時、検証をするという意味で、cだけでいいですが、事後検証を1回ぐらいしていただけたら今後の参考になるかと思います。要するに予測というのは、あくまでバーチャルな世界です。リアルにどうなっているかは気になるところです。委員会として、事後検証をしていただいで確認できたと

ということでお願いできればと思っています。

事務局 今、若井委員からご意見いただきました件につきましては、事業者のほうにそういったご意見がございましたということでお伝えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

向山会長 くしくも規定値ぎりぎりというのは、うれしいといえぱうれしいような、微妙といえぱ微妙なような感じがしないでもないです。

高橋会長代理 同じく騒音関連で、北側が墓地で、何とか寺というのがありますね。南のほうは関係ないような場所だとは思いますが、北側はあまり考慮しなくてもいいような場所なんですかね。墓地があるから。すぐ北の右のほうは一般の住宅があるようですね。画面では法善寺とありますが、その前にも家が建っているわけで、このあたりは騒音関連のことが書かれてないですが、何か理由があったらお聞かせいただきたいと思います。

事務局 住居等がありましたら、そちらのほうを予測するとは思いますが、おそらく住居等がない。事業所となっているという形で、それで真北ではなくて北西の隣接するところに設定しております。それは、空調室外機のSK1という部分が一番影響が多いということで設定されています。住居になり得るような箇所をおそらく設定はしていると思うんですけども。

高橋会長代理 住居がないと理解してよろしいですか。

事務局 そうですね。住居があれば、もちろん住居のほうで設定は通常するような形になっていたと思いますので。

向山会長 法善寺さんがあるから、もともとそれなりの喧騒があるという前提なのかもしれませんよね。

高橋会長代理 でも、ほかの例えばC地点は、かなり離れていますよね。計画地から離れていて、北側はそれからすると何か影響があるところはないのかなとちょっと一瞬思っただけなんですけどね。

向山会長 このへん、住宅はないでしょう。飲み屋でしょう、基本的に。飲み屋か食べ物屋ですよ。

事務局 基本的にはほとんどお住まいになってらっしゃらない。たまに店舗の上におられるかもわからないですけど、ほとんどは事業所、飲食店が多いかなというふうに思います。

向山会長 ちょっと話が違うんですけど、前回の記憶がそんなにあるわけではないですけども、今日の最初に審議したところでもそうなんですけど、予測地点の写真と予測図がど

ういう状況になっているかというのがわかりやすいなと今日初めて気がついたんですね。前回もこのパターンですかね。

事務局 現地の写真をわかりやすいように今回改良させていただきました。

向山会長 そうですね。変わってますよね。今日、駐車場の出入口のところも、写真が入っていてわかりやすいと思ったんです。前回よりすごくわかりやすくなっているなど思ったんですけども、やっぱり変わってるんだ。それと比べて、どのケースにも最初の外観の写真が1枚入っていますよね。今、3件目の案件ですけど、すべての案件にタイトル2枚目ぐらいのスライドに全景の写真を入れていただいているんですけど、今回の場合はこれですよね。ここ、もうちょっとね。例えば今の話なんかによると、北側の通りの写真が入っていると状況がわかるような気がしますので。

事務局 周辺写真を。

向山会長 周辺写真を冒頭に枚数を増やしていただくと、すべてに見学に行っているわけじゃありませんので、もうちょっとわかりやすくなるのかなと思ったもんですから。可能でしたら冒頭の写真、周辺の状況の写真を増やしていただけると、よりわかりやすくなるのかなという気がしました。騒音と駐車場については非常によくわかって、今日は驚いたんですが。

ほかにいかがでございましょうか。

高室委員 まず、この店舗なんですけれども、今、未定になっていますけど、どういう店舗なのか、業種だけでもわかれば教えていただきたいというのが1つです。わからなければ仕方がないですけど、確認の意図は、ちょっと駐輪場の話をお伺いしたいのですけれども、どのぐらいここに自転車で来るような状況になるのかなということですね。それが1点です。

もう1つは、大阪市の意見を見ると、最初のライフさんの場合は、5番の駐輪場のところ、「駐輪場の利用の効率性を高めるとともに、適切な管理を行うこと」となっているんですけど、この場合、改めて「店舗利用者にサービス券を発行するなど」ということで書いてあるんです。おそらく周辺の駐輪の影響が大きいと見ておられるのかなとは思いますが、もし駐輪があふれるような状況ならば、指針の配慮事項の22ページにあるような管理体制、「委託先の従業員の適宜巡回で整理する」というので大丈夫なのかなということも感じます。もしかすると整理員を置いていただいたほうがいいかもしれないなということなんですけれども、そんなことをちょっと感じましてのご質問です。

ちょっと長くなりましたけど、1つは未定店舗の業種の確認と、それから自転車の駐輪場

の管理をどのように大阪市ではこの件では判断されていて、この委託先の従業員の適宜巡回で大丈夫な状況ですかという質問です。

事務局 今、高室委員からご質問いただいた件につきまして、まず業種につきましては、届出書の4ページにございますとおり衣料品等を販売する店舗ということで、具体的にお聞きしているのは、予定としてはスポーツ用品。ボウリング場とかそういったものがありますので、スポーツに関連したような衣料品等のお店を誘致する予定とお伺いしております。

駐輪場の管理・運営体制ですね。まわりにあふれることがないかということなんですが、現状、アミューズメント施設として運用されていまして、ラック式で、アミューズメントをご利用の方、確か4時間ぐらいだったと思うんですが、無料ということでされているんですが、物販とは違った利用時間帯になりますので、そのあたりの運用面について、もうすでに営業している店舗ですので、さらに踏み込んだ形での付帯意見となっております。

現状としましては、まだアミューズメントの部分でも空きがあるような状況でございますので、立地的にはなんばウォークという地下通路から地下鉄直結でございますので、そんなにあふれ返るようなことはないかとは思いますが、周辺につきましては特に違法駐輪の多いところでございますので、管理のほうは気をつけていただきたいなということで付帯意見を付けさせていただきました。

松村委員 現在、アミューズメント施設が開店されているということなんですけれども、駐車場の空きの状況というのはどうなんですかね。

事務局 駐車場ですけれども、現在、運用がどのようになっているかをこちらのほうでは把握はしていませんけれども、私も現地を見させてもらったり、お店のほうも利用させていただいたりはしたんですが、車でじゃんじゃん入ってくるようなところも全然見受けられませんので、おそらく足りているのかなと思います。データのものは頂戴しておりませんが、指針の台数よりもたくさんつくっておられるということで、特に問題は起こっていないと思います。

松村委員 確認なんですけれども、これ、現在、ラウンドワンさんがアミューズメントゾーンに入って運用されていて、今ここで駐車場収容台数68台と書かれてあるのは、その業者も一緒に駐車場を使うということですね。

事務局 そうです。

松村委員 そうですね。ということはどういうことかということ、この新規の店舗に必要な台数としては18台ということだろうと思うんですね。ということは、今現在設置されている

このタワー型の駐車場が18台空いているような状況でないと、これはまずいだろうという話ですね。その確認として、現在の駐車場の運用状況はどうですかということをお願いいたします。

事務局 こちらの18台というのは、併設施設…。

松村委員 11台ですね。あ、そうか。店舗部分の7台というのは、これは。

事務局 店舗に来られる方と、あと併設と店舗と両方ご利用されることで影響がある部分で、プラス11台ですね。合わせて18台を一応指針の台数として設定しております、それよりもかなり多めということで、実際届出の台数で現状として足りているのかというところの数値を事務局のほうで把握しておりませんでしたので、一度また事業者の確認はしたいと思っております。それにつきましては、事後でご報告をさせていただくということでよろしいでしょうか。

松村委員 はい。特に併設施設分というのは、2階から11階のアミューズメント施設の併設分ということですかね。

事務局 そうですね。そちらのアミューズメントがある分で物販のほうに影響があるということですね。アミューズメントの部分が少なければ、特にアミューズメント用としては計算は入れないですけれども、物販店舗とアミューズメントをつくられて、物販店舗の面積の2割以上アミューズメントの面積がある場合は、物販部分のお客様に影響がございますので、その部分を考慮して、あとこういった大型のボウリング場とか商業施設ですので、遠方からも来られることも想定して、それに対して事業者として判断した台数が65台ということになっております。

松村委員 手続上は問題ないと思うんですけれども、實際上、現在もう運用されていますので、そこで問題が起きるかどうかということのほうは実は問題なので、現在の運用状況を確認された上で、この65台が適当かどうかというのはチェックを入れられたほうが良いと思っております。

今後、同じような案件があがってくると思います。現在運用されていて、そこに新規の店舗が追加されるという場合は、必ず現在の運用状況を確認された上で、もう一度その審査に照らし合わせてどうかということをお願いいたします。数値上は11台なのでオッケーですというだけだと後々問題が生じるかもしれませんので、ぜひそういうふうにしていただきたいなと思います。

事務局 事務局が把握をしていないだけかもしれません。関係局のほうでもししたらそ

のあたりも十分協議しておられる可能性もありますが、事務局側で把握しておりませんので、この場でご説明できなかったのも、次回、この辺も含めまして十分調べておくということで、承知いたしました。

向山会長 確かに今ご指摘のあった点はなるほどなと思う点でございますので、ちょっとご確認をいただきたいと思います。

事務局 念のため、事後でご報告をさせていただきたいと思います。それでもし現状足りておらなければ、付帯意見もございますので、配慮を求めるということでさせていただきたいと思います。

向山会長 了解しました。ほかにいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、今頂戴いたしました意見を踏まえまして、この案件につきましては、届出上は法の趣旨に沿っておりまして、指針を踏まえた内容となっているものと判断ができると思います。したがって、この審議会としましては、「特段の意見は有しない」という形の判断をさせていただきたいと思います。なお、先ほどからご議論いただきました5点につきましては、付帯意見として申し添えさせていただきますとともに、最後に松村委員からご指摘がございました点については、事務局を通じまして確認をしていただいて、事実上問題が発生していないかどうかという確認は追加的にさせていただくという判断にさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、続きまして4番目の案件に移らせていただきたいと思います。「道頓堀ZERO GATE（仮称）」についてご説明をお願いいたします。

事務局 「道頓堀ZERO GATE（仮称）」の新設についてご説明いたします。

本件は、中央区道頓堀1丁目12番、地下鉄御堂筋線なんば駅から北東へ約120mのところ、に商業施設を新設するとして届出があったものです。

店舗面積は3,150㎡で、設置者は株式会社パルコ、小売業を行う者は合同会社FOREVER21 JAPAN RETAILとなっております。用途地域は商業地域、平成24年7月27日に届出があり、新設予定日は平成25年4月です。

敷地周辺の写真といたしまして、計画地の北東側から写したものです。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。

駐車場は、隔地駐車場に28台設置されております。また、建物1階南側に自動二輪車用と

して2台が設置されております。

駐輪場は、建物屋上階南側に86台、建物1階南側に原付用が10台、合計96台設置されております。

荷さばき施設は、建物1階南側に50㎡設置されております。

廃棄物保管施設は、建物1階南側に設置されており、保管容量は19㎡となっています。

次に、施設の運営方法に関する事項について申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻は、午前10時から午後10時までとなっております。

駐車場は24時間利用可能となっておりますが、来店客の実際のご利用時間帯は、開閉店時刻の前後1時間、午前9時から午後11時までを想定して、交通関係等の予測を行っております。

隔地駐車場の出入口は、北側に出入口1カ所が設けられております。

荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から正午までとなっております。

隔地駐車場の出入口周辺の状態といたしまして、北側出入口付近は、東行きの方通行道路に面しており、右折イン、右折アウトとなっています。

次に、届出書の添付書類の概要について申し上げます。

建物は地上3階建てとなっております、店舗面積は、1階に1,059㎡、2階に978㎡、3階に1,113㎡、合計3,150㎡です。

主として販売する物品は、衣料品、日用雑貨となっております。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めますと28台で、これに対し設置台数は28台となっております、指針の必要台数を満たしております。

また、来客の自動車の来退店経路は、ご覧のとおりです。

続いて、騒音関係について申し上げます。

騒音発生源となる施設設備の稼働時間について、空調室外機、吸気ガラリ、排気ガラリは、午前9時から午後11時までとなっております。

発生騒音の予測・評価について、予測地点は、店舗周囲4方向4地点に設定しております。各地点の周辺写真をご覧くださいますと、北側の予測地点A、東側の予測地点B、南側の予測地点C、西側の予測地点D。

各予測地点における昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は、それぞれ環境基準を満たして

おります。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて廃棄物関係ですが、1日当たりの予測排出量が、一般廃棄物2.2m³、再生利用対象物が1.0m³、合わせて3.2m³に対して、保管容量合計は19m³と十分な量を確保しております。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況についてご説明いたします。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成24年8月10日から12月10日までの4カ月間行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

なお、本届出に関して本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」において、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の資料のとおり、市意見案につきまして「意見なし」とのとりまとめを行っております。

ただ、付帯意見といたしまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。来客による自転車が近隣の道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるとともに、駐輪場の適切な管理を行うこと、との意見のとりまとめを行っております。以上でございます。

向山会長 続きまして、今の説明に基づいて、ご質問、ご意見ございましたら。

松村委員 先ほどの続きのようなコメントなんですけれども、この駐車場というのは共用の駐車場ですよ。

事務局 はい。

松村委員 そうですよ。先ほどの案件と同じように、28台分というのが確保できるかどうかという確認をしておいてくださいというのが1点ですね。

それからもう1点は、駐車場と店舗が離れていますので、これがどうかという判断は、たぶん類似店舗と比較したほうがいいと思うんですね。パルコさんであれば、似たような店舗を全国にお持ちだと思いますから、これだけ離れていても大丈夫ですよ、周辺に交通の悪影

響を及ぼすことはないですよというようなことも、一度確認しておいてもらったらどうかなと思います。以上、付帯意見の3番目の交通安全等々というところで十分反映できることかと思しますので、文章としては適切ではないかなと思います。

事務局 ありがとうございました。

向山会長 今の点、それでよろしいですか。

事務局 この店舗につきましては、隔地駐車場が専用ではございません。民間の借り上げといえますか、契約駐車場でございますので、キャパとしては104台あるんですけども、28台が十分確保できているというのは事前協議の中では確認をさせていただいております。

あと、離れている店で運用が大丈夫なのかという点につきましては、他店の状況とかを踏まえて確認をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

向山会長 ほかにいかがでございましょうか。

高室委員 書類の見方のことで質問なんですけど、6ページに駐車場の出入口の交通整理員の有無で「あり」となっているんですけども、民間の駐車場で専門の交通整理員をつけるということで我々はこの資料を見ればいんでしょうか。

事務局 こちらのほうは機械式の立体ということで、基本的にはパルコさんの従業員ではないですけども、御堂筋カーピットのスタッフの方ですね。

高室委員 だから、駐車場のスタッフの方が仕事としてやっておられるわけですね。

事務局 そうですね。

高室委員 これは、こういう書類に付ける時に、こういう書き方になるんですかね。ちょっと見ようによっては、パルコさんのほうから1名用意されて、「こちらですよ」とか「お店までこうですよ」とか「フォーエバーに来るならあちらに行ってくださいよ」とか、こういう案内をするように見えますよね。こういう書き方でいいのかなという確認です。もしかすると、これは例えばなしにさせていただいて、※で「ただし、現地のカーピットの従業員の方が駐車場の管理については行う」というふうに書かれたほうが我々としては判断しやすいとか、我々としてはどうか、書類の見方として判断しやすいのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

事務局 ただいま高室委員からご指摘いただいた内容については、おっしゃるとおりということで、書類上、もしかしたらわかりづらい、誤解を招くような形になっているかと思っております。次回、こういう形の場合は、直接その店舗さんの交通整理員なのか、それとも契約駐車場の整理員なのかがわかるような形で、もし契約駐車場の方であれば、なしということで、

ただし書きで「駐車場の運営をしている会社のほうで配置している」というふうな何か注意書きを書くほうが適切とは思いますが、今回はそのようにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

向山会長 なるほど、確かにそう読めますね。ほかにいかがでしょうか。

若井委員 駐車場の台数が、28台と出てましたね。指針値と一致するということですが、心配という意味では、民間の駐車場もピークが重なるようであればあふれ出るおそれがある。近くに御堂筋があり、少し西に行けばJR難波駅がある。交通便利地ですので、車で買いに来られる方がおられると予想されます。悲観的な見方をすれば、逆に隔地駐車場になっていますので、多く来ないかなという見方もありますが、安全上、ピーク時に交通渋滞を周辺に起こさないリスクを考えておいてくださいとお伝えいただけたらと思います。

事務局 ありがとうございました。ただいま若井委員のほうからご指摘いただきましたピーク時の駐車場の対応につきましては、事業者のほうに口頭でお伝えしたいと思います。

向山会長 一応大丈夫、調べたら余裕があったとは書いていますけれども。4ページの(2)で、平日、休日の空き状況によると、必要台数を上回る空きがあったと。調査時点ではそうだったと書いてるので、一応チェックはされているのでしょうかけれども、常時そうかどうかはもちろんわからないわけですけど。

事務局 たまたまその調査をした時に少なかったかもしれませんので。

向山会長 可能性もありますけどね。そのへん、留意していただくということをお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この案件につきましても、特に法上は指針に沿っておりますし、法の趣旨も踏まえておりますので、「特段の意見はなし」という形にしたいと思います。ただし、4点の付帯意見を申し添えさせていただくという形で処理をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上で今日予定しておりました4件につきましては、審議を終わりました。続きまして、「軽微な延刻等」に係る手続の状況についての説明を事務局からいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局 それでは、「軽微な延刻等」に係る手続状況等について、4件ご報告いたします。

まず、1件目ですが、店舗名称は「JR大阪駅中央高架下駅ビル」、所在地は北区梅田3丁目のJR大阪駅構内にある商業施設です。

今回の届出事項は、駐車場、荷さばき施設、廃棄物等保管施設の位置変更と開閉店時刻等の変更です。変更理由は、顧客の利便性向上と周辺環境への影響の低減のためとなっており、平成24年5月31日に届出があったものです。変更日は平成24年10月、用途地域については商業地域です。

変更内容ですが、駐車場の位置について、大阪駅前第1～第4ビル地下駐車場であったものから、大阪ステーションシティ駐車場に場所を変更するものです。また、場所の変更に伴いまして、出入口についても変更するものです。

次に、荷さばき施設、廃棄物保管施設の位置について、これまで大阪駅中央高架下にあったものを、ノースゲートビルディング地下3階に移動させるものでございます。

次に、開閉店時刻について、午前7時30分～午後9時であったものを、午前6時～午後12時に変更するものです。

また、駐車場利用時間帯について、午前6時～午後11時であったものを、午後5時30分～翌午前0時30分に変更するものです。

荷さばき可能時間帯について、午前7時～午後7時であったものを、午前5時～午後10時に変更するものです。

縦覧期間は、平成24年6月15日から10月15日までの4カ月間で、住民意見なし、本市意見なしとなっております。

軽微区分は、営業時間の変更は夜間時間帯にかかるものですが、大阪駅構内にあり、隣接する住居等がないなど、周辺の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと認められ、また駐車場の位置変更についても、実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと認められるものとしております。

続きまして、2件目、店舗名称は「野田阪神ビル」、所在地は福島区海老江1丁目の阪神本線野田駅前にある商業施設です。

今回の届出事項は、開店時刻及び駐車場利用時間帯等の変更です。変更理由は、顧客の利便性向上のために変更するものとして、平成24年6月20日に届出があったものです。変更日は24年6月21日、用途地域は商業地域です。

変更内容ですが、開店時刻について、イオンリテール株式会社につきましては、午前9時からを午前7時からに変更するものです。そのほかの併設店舗については、変更はございません。

次に、駐車場利用時間帯について、午前8時30分からを午前6時30分からに変更するもの

です。

また、荷さばき可能時間帯について、午前7時からであったものを午前6時からに変更するものです。

縦覧期間は、平成24年7月6日から11月6日まで、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分は、営業時間の変更は変更内容が夜間時間帯にかからないもので、周辺環境に及ぼす影響がほとんどないと認められるものとしております。また、駐車場利用時間帯の変更についても、実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと認められるものとしております。

3件目、店舗名称は「イオンモール鶴見緑地」、所在地は鶴見区鶴見4丁目、地下鉄長堀鶴見緑地線今福鶴見駅または横堤駅から約400mのところにある商業施設です。

今回の届出事項は、開店時刻及び駐車場利用時間帯の変更です。変更理由は、顧客の利便性向上となっており、平成24年6月20日に届出があったものです。変更日は、平成24年6月21日となっており、用途地域は準工業地域です。

変更内容ですが、開店時刻を午前9時からだったものを午前7時からに変更するものです。

次に、駐車場利用時間帯について、午前8時からを午前6時からに変更するものです。

縦覧期間は、平成24年7月6日から11月6日まで、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分は、営業時間の変更は、変更内容が夜間時間帯にかからないもので、周辺環境に及ぼす影響がほとんどないと認められるものとしており、また駐車場利用時間帯の変更についても、実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと認められるものとしております。

最後に4件目、店舗名称は「高見プラザ」、所在地は此花区高見1丁目の阪神なんば線千鳥橋駅から北へ約700mのところにある商業施設です。

今回の届出事項は、開閉店時刻及び駐車場利用時間帯、荷さばき可能時間帯の変更です。変更理由は、顧客の利便性の向上のため、平成24年6月20日に届出があり、変更日は平成24年6月22日となっております。用途地域は、近隣商業地域です。

変更内容ですが、開店時刻について、午前9時からを午前7時からに変更するものです。

閉店時刻につきましては、ご覧のとおり一部変更になっております。

次に、駐車場利用時間帯について、午前8時30分からを午前6時30分からに変更し、荷さばき可能時間帯について、午前7時からを午前6時からに変更するものです。

縦覧期間は、平成24年7月6日から11月6日まで、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分は、営業時間の変更は、変更内容が夜間時間帯にかからないもので、周辺環境に及ぼす影響がほとんどないと認められるものとしております。また、駐車場利用時間帯の変更等について、実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと認められるものとしております。以上、4件の報告を終わります。

松村委員 今ご報告いただいた件なんですけれども、イオンさんが開店時間を早められるというので、1点だけ気になるのは通学路なんですね。ちょうど朝の時間帯が通学の時間帯と重なりますので、通学路とこの経路が重ならないかどうかというチェックをしておいてほしいなど。特に今、通学路の安全チェックが全国的にもものすごい勢いでされていて、それを単なる延刻だということで報告事項だというふうに機械的にされると、思わぬ問題点が出てくるかなと思います。その点だけお願いしておきます。

事務局 ありがとうございます。ただいま松村委員からご指摘いただいた項目につきましては、イオンの店舗で全国的に昨年6月から早いところでは始まっておりまして、経済産業省からも全国的に通知文で、特に朝の通学時間帯につきまして注意しないといけないということで、基本的には住民説明会を省略しないでする形ということで通達も来ておりました。十分そのあたりを地域住民の方に周知といいますか、町会長さんなりに説明に行かれまして、対応策としては、車の駐車場出入口がちょうど通学路に当たっている案件がございますので、その部分につきましては通学時間帯に交通整理員を配置しますということで、今回資料はお配りしていませんが、届出書の配慮事項のところ書かれております。また、「野田阪神ビル」につきましては、通学路には当たっていませんが、駅前ということで通勤の方が通られるということですので、その時間帯に交通整理員を配置される。

特に前々回ぐらいの審議会においても委員の先生から、延刻についての報告案件について、開店当時の議論とか意見が出てなかったのかとか、そのあたりも十分踏まえた形で協議をするようにしてほしいというご指摘も頂戴しておりまして、今回、それを踏まえまして、過去の資料もひっくり返しまして検証して、通学路に当たっているかどうかちゃんと学校のほうに説明と確認に事業者のほうで行っていただいております。現在すでに半年近く運営されていますけれども、特に苦情等も入っておりませんので、予定どおりきっちり運営されているのかなと思います。ご指摘ありがとうございます。

松村委員 報告の時に一声言ってもらえると…。

事務局 そうですね。ちょっと説明のほうが。

松村委員 あ、ちゃんとされているんだなとわかりますので。

事務局 そのあたり、説明が簡略化し過ぎておりましたので、次回、重要なポイントにつきましてはご説明に加えさせていただきます。ご指摘ありがとうございます。

向山会長 全然知らなかった貴重な情報を得ることができました。ありがとうございます。

以上をもちまして、本日市長から依頼がございました新設案件4件につきましての審議を終了させていただきます。なお、この後は市長に対する意見具申の文書のまとめに入りたいと思います。これにつきましては、文書の内容、表現等々を含めましてご一任をいただけたら幸いに存じます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ご一任いただきましたので、今後、それに必要な手続に入らせていただきたいと思っております。

若井委員 これは審議の内容と関係ありませんが、商業店舗が開店時間を早めたり遅くしたりと営業時間が長くなってます。その一方で、審議している案件の地域を見ると、都心あるいは都市内のマンションに住まれる方が増えてきています。つまり、住居する空間が高くなってきている。先ほど会長がおっしゃいましたように写真を見ると、地域の事情が非常によくわかるということですね。騒音の場合、音は空間的に伝わっていきますので、上部階への影響を確認しておくことが必要になっているのかなと思っています。それで、例えば高層住宅については、その高層の建物、音源の位置、それから敷地境界、そういうものを簡単な図で表現していただくスライドを1枚追加していただければ、他の委員の方も理解がしやすくなるのかなと思っています。そういうものを付け加えていただくと、空間的な位置がよくわかる。住宅関係にかかわる騒音の場合、お願いできればと思っています。

向山会長 今のご意見に対して具体的に可能でしょうか。

事務局 そうですね。角度とかの問題もございますけれども、対象物件だけではなくて、周辺も写し込んだ形で、店舗とどういうふうな位置関係になっているとか、高さ関係がわかるような角度で、現場に行ったようなわかりやすい写真に努めてまいります。

向山会長 もし次回の案件にそういうものにかかわるものが含まれていたならば、一回実験的にと言うとおかしいですけど。

事務局 高層マンションとかそういった部分について、高さ関係がわかる…。

向山会長 ものを一遍つくっていただいて、それがたまたま次回ありましたら、次回の委

員会でもう一度確認をいただいて、「これでいいよ」というのか、「いや、もうちょっとこう」というのがあれば、またその時にご意見を頂戴するという形で、とりあえず次回、そういう案件が出た時に少し工夫をしていただくという形のお願いをしておきます。よろしゅうございますでしょうか。

若井委員 どうしても書類ですから、平面図が多い。立面図までつくれとは言いませんけれども、簡単な線画を用いて説明していただくと随分イメージが豊かになって議論がしやすくなってくるかと思います。

向山会長 わかりました。じゃ、ちょっとそのへん、次回、工夫をいただければ。よろしゅうございますか。

事務局 はい、承知いたしました。

向山会長 お願いします。それでは、以上をもちまして本日の審議会は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

司会 会長、どうもありがとうございました。委員の皆様方には、何かとお忙しい中、大変ありがとうございました。これをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

閉 会 午前11時33分